

進学に伴い、生徒（母子）が都内から都外に移り住んだ場合についても、助成の対象となります

都内にお住まいの

私立中学校等に
在学する
生徒・保護者の
皆さまへ

令和7年度

東京都私立中学校等授業料軽減助成金 申請のお知らせ

私立中学校等の授業料の負担が軽減されます

所得にかかわらず
年額10万円を上限に助成

※助成を受けるためには、毎年度、必ず申請が必要です。



申請受付期間
申請方法

令和7年 9月1日(月)～10月15日(水)

※必ず期間内にオンラインにて申請してください。

申請できる方

- 生徒と保護者が東京都内に住所を有していること
- 都内及び都外の私立中学校等に在学する生徒の保護者の方

1 問合せ先

東京都私学就学支援金センター
中学校助成金担当

☎(03) 5206-7808

土日・祝日・年末年始を除く 9:15～17:00

※申請受付期間中(9月1日～10月15日)は、土曜日もお電話を受け付けます。

公益財団法人
東京都私学財団

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>

東京都私学財団



東京都私学財団
LINE公式アカウント
友だち募集中



お役立ち情報をお届けします！

- 申請開始のお知らせ
- 締切り前のリマインド
- 制度に関するQ&A

都内にある私立学校の教育の充実や発展を図るとともに、都民の教育費負担を軽減するための支援を行っています。
この事業は東京都の補助を受け、(公財)東京都私学財団が実施するものです。

2 申請できる方

東京都内に住所を有し、都内及び都外の私立中学校等に在学する生徒の保護者であり、下記(1)及び(2)の両方に該当する方。

(1) 令和7年5月1日から申請時まで引き続いて、生徒及びその保護者(申請者)が都内に住所を有していること。

ただし、生徒が、進学に伴う転居や学校が認める海外留学等により、都内から都外へ移り住んだ場合について、保護者が令和7年5月1日から申請時まで引き続いて都内に住所を有している場合は助成の対象となります。

※学資負担者が父の場合、母子が神戸に転居されていても、父が東京在住であれば申請できるそうです。

(2) 令和7年9月1日現在、下記①～④のいずれかの私立学校及び課程に在学する生徒の保護者であること。

※9月2日以降に入学した場合は、申請日時点で在学していることが要件となります。

① 私立中学校 ② 私立特別支援学校(中学部) ③ 私立義務教育学校(後期課程) ④ 私立中等教育学校(前期課程)

【注意事項】

- ▶ 都外の私立学校も対象となります。
- ▶ 在学する学校が対象となるか、ご不明な場合は表紙の問合せ先へご連絡ください。
- ▶ 親権者である父母のどちらが申請者となっても構いませんが、重複しての申請はできません。
- ▶ 申請者は原則として生徒の親権者となりますが、親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は主たる生計維持者となります。
- ▶ 所得制限はありません。

その他、ご不明な点は表紙の問合せ先へご連絡ください。

3 申請から助成金の振込まで

申請

申請者 ▶ 私学財団

申請受付期間 令和7年9月1日(月) 9時30分～10月15日(水) 23時59分

申請に必要な書類(※3ページに記載)を準備して、オンライン申請してください。

スマートフォンによる申請がスムーズです。

私学財団ホームページ(※3ページに記載)から、申請受付サイトにアクセスできます。

昨年度申請した方は、登録したメールアドレスでログインしてください。

初めての方は、ユーザー登録後、申請してください。

※申請受付サイトは、高校生を対象とする国の就学支援金や東京都の高校授業料軽減助成金とは別のシステムです。高校生用と同じメールアドレスを使用する場合も、別途登録が必要です。

審査

私学財団 ▶ 学校

審査期間 10月～12月

私学財団において申請内容を審査し、学校宛に生徒の在籍状況や授業料額等を確認します。

審査結果の通知と助成金の振込

私学財団 ▶ 申請者

通知・振込時期 12月(予定)

審査の完了をメールでお知らせします。

申請受付サイトにログインして結果をご確認ください。

助成金交付の場合は12月下旬に申請者本人の口座に振り込まれます。

※申請内容に不備がある場合などは振込の時期が変更となります。

※授業料を滞納している場合は、助成金の一部または全額が学校に振り込まれ、授業料に充当されることがあります。

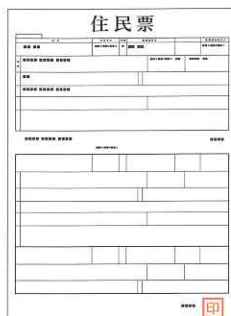
※スケジュールが変更となる場合は、私学財団ホームページに掲載します。

オンライン申請時に以下の書類を撮影してください。

※ご提出いただいた個人情報、在学する学校、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。

個人情報の取扱いについては、申請受付サイトをご確認ください。

(1) 住民票



申請者(保護者)と生徒を含む世帯全員の住民票で、
以下の内容を満たすものが必要です。
申請者と生徒が別世帯の場合は、それぞれの住民票が必要です。

- ☒ 世帯全員の住民票
- ☒ 世帯主及び続柄
- ☒ 個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
- ☒ 申請日前3か月以内に発行されたもの
- ☒ 令和7年5月1日現在、東京都内に住所を有していることを確認できるもの

(2) 生徒証等(学校が発行するもの)



学校名と生徒氏名が確認できるもの。

(3) 振込口座を確認できる書類



申請者と口座名義人は必ず同一人としてください。
「申請者は母」で「振込口座名義人は父」などの指定はできません。
【必要事項】 金融機関・支店・口座番号・口座名義人のカタカナ表記
通帳(見開き)・キャッシュカードの写真や、インターネットバンキングの
該当ページのスクリーンショットなどをアップロードしてください。

(4) その他

親権者がいない場合等、個別の事情に応じて追加書類が
必要となる場合があります。
表紙の問合せ先へご連絡ください。



申請前に必要書類を用意して
左の二次元バーコードから申請しましょう

私学財団ホームページ
(私立中学校等授業料軽減助成金事業)

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo_chugaku.html



5 助成額について

助成額（年額）は、生徒の保護者が学校に納める授業料の範囲内で生徒1人当たり10万円を上限とします。

※学校の減免制度等の場合は、実際に負担する授業料の範囲内で10万円が助成額の上限となります。

※学校の特待生制度等により授業料が全額免除の場合は、授業料の負担がないため助成の対象となりません。

※他の制度（奨学金、他道府県・区市町村等からの授業料補助等）との併用も可能です。該当する場合は申告してください。
ただし、実際に負担する授業料の範囲内で10万円が助成額の上限となります。

6 Q&A

Q 親子とも都内在住だが、都外の学校に通っている。対象になるか？

A 令和7年5月1日から申請時まで引き続いて、生徒及びその保護者（申請者）が都内に住所を有している場合は対象となります。

Q 昨年度は申請したが、今年度も申請は必要か？

A 必要です。必ず申請受付期間内に申請してください。

Q 昨年度は申請するのを忘れた。昨年度の分も申請できるか？

A 昨年度の分は申請できません。

Q 母と子は東京都在住で、父は都外に赴任している。申請できるか？

A 都内在住の母を申請者として申請できます。住民票は都内在住の世帯全員が記載されているものを提出してください。

Q 学校の特待生制度で授業料が全額免除になっている。施設費・実習費は納付しているが、助成を受けられるか？

A 受けられません。助成の対象となるのは授業料のみです。

Q 申請書（紙）で申請できるか？

A 申請書（紙）での申請はできません。オンラインにて申請してください。

Q 子ども2人が私立中学に在学している。1人当たり10万円なのか？2人で合計10万円なのか？

A 要件を満たす場合は、それぞれの授業料（年額）に対して1人当たり10万円を上限に助成します。
なお、子ども2人について申請が必要ですので、ご注意ください。

Q 申請したことは学校に伝わるのか？

A 伝われます。審査の一環として、私学財団から学校宛に
生徒の在籍状況、授業料額、授業料減免額、授業料の納付状況等を確認します。

下記もご覧ください。1ページ・3ページの二次元バーコードよりそれぞれアクセスいただけます。

▶ 東京都私学財団ホームページに掲載の「よくあるお問合せ Q&A」

▶ 東京都私学財団LINE公式アカウントの「Q&A（チャットボット）」

その他、ご不明な点は表紙の問合せ先へご連絡ください。

